

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-10	4 資金の流れ等についての情報公開の推進 (1) 畜産関係業務 (2) 野菜関係業務 (3) 砂糖関係業務 (4) でん粉関係業務		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 国産農畜産物を軸とした食の農の結びつきの強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0030

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
									予算額（千円）				
									決算額（千円）				
									経常費用（千円）				
									経常利益（千円）				
									行政サービス実施コスト（千円）				
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	4 資金の流れ等についての情報公開の推進	4 資金の流れ等についての情報公開の推進	4 資金の流れ等についての情報公開の推進	○4 資金の流れ等についての情報公開の推進			評価	B
							<評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評価はBとした。 小項目の総数：9 評価bの小項目数：9×2点＝18点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 18点 (18/18=100%) ・資金の流れに関する情報公開については、ホームページに公表する	

<p>(1) 畜産関係業務</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>(1) 畜産関係業務</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p> <p>これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p>	<p>(1) 畜産関係業務</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講じる。</p> <p>ア 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。</p> <p>イ 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。</p>	<p>◇(1) 畜産関係業務</p> <p>ア 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p> <p>イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは</p>	<p><主要な業務実績> 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を平成26年9月30日にホームページにおいて公表した。</p> <p><主要な業務実績> 生産者にわたった資金の事業別・地域別の総額を平成26年9月30日にホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 計画どおり9月末までに公表することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定b 計画どおり9月末までに公表することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>とともに、法人からの直接・間接補助対象者等に係る情報公開についても、適切に公表している。また、平成25年度の実績については、国からの交付額、畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れ、事業返還金の活用理由等の付記などの情報を加え、積極的かつ分かりやすく公表されている。</p> <p><その他事項></p>
						<p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>

<p>さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。)等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を3年度毎に取りまとめ、当該年度中に機構において公表する。</p>	<p>さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を3年度毎に取りまとめ、当該年度中に機構において公表する。</p>	<p>ウ 畜産業振興事業により、事業実施主体等において造成された基金については、基金造成後速やかに補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)に準じて定めた基準(平成24年度改正)に基づき、基金の名称、基金額等の基本的事項を公表する。</p>	<p>不十分であった</p> <p>ウ 機構からの補助金による基金に係る情報公開の推進 b: 取り組みは十分であった c: 取り組みはやや不十分であった d: 取り組みは不十分であった(実施した年度のみ評価を行う)</p>	<p><主要な業務実績> 配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業準備財産について、基金基準等に準じて定めた基準に基づき、基金の名称、基金額等の基本的事項を平成26年5月9日及び平成27年3月30日にホームページにおいて公表した。 肥育安定基金について、基金基準等に準じて定めた基準に基づき、基金の名称、基金額等の基本的事項を平成26年12月25日にホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 基金造成後速やかに公表することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1825 94 2433 220">評定</td> <td data-bbox="2433 94 2781 220">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1825 220 2781 1344">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
<p>このほか、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用については、その会計処理についての分かりやすい説明を</p>	<p>このほか、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。 また、事業返</p>	<p>エ 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。</p>	<p>エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 b: 取り組みは十分であった c: 取り組みはやや不十分であった d: 取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 平成25年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業の事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で、わかりやすい内容で平成26年9月8日にホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 平成25年度の実績に係る畜産業振興事業に繰り入れられた補助事業の事業返還金を含む経理の流れを、わかりやすい内容で期限内に機構ホームページにおいて公表することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1825 1344 2433 1470">評定</td> <td data-bbox="2433 1344 2781 1470">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1825 1470 2781 1929">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

<p>付記することを始め、積極的に説明責任を果たすものとする。</p>	<p>還金の活用に当たっては、その会計処理についての分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行っていくこととする。</p>									
<p>(2)野菜関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>(2)野菜関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>(2)野菜関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講ずる。 ア 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。</p>	<p>◇(2)野菜関係業務 ア 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 平成25事業年度の事業（指定野菜、特定野菜等、契約指定野菜等）別に、登録出荷団体ごとに交付金額をとりまとめ、平成26年9月19日にホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 計画どおり9月末までに情報を公開した。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1840 546 2433 588">評定</td> <td data-bbox="2433 546 2775 588">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1840 588 2775 1522">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
	<p>これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p>	<p>イ 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。</p>	<p>イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは</p>	<p><主要な業務実績> 平成25事業年度の事業（指定野菜、特定野菜等、契約指定野菜等）別に、県別に交付金額をとりまとめ、平成26年9月19日にホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 計画どおり9月末までに情報を公開した。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1840 1533 2433 1575">評定</td> <td data-bbox="2433 1533 2775 1575">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1840 1575 2775 1929">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

<p>(3) 砂糖関係業務 機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。</p> <p>また、機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。</p>	<p>(3) 砂糖関係業務 機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに機構において公表する。</p> <p>また、機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支</p>	<p>(3) 砂糖関係業務 機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を9月末までに公表する。</p> <p>また、機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支</p>	<p>不十分であった</p> <p>◇ (3) 砂糖関係業務 ア 機構からの補助金による基金等に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p> <p>イ 機構から交付金交付対象者への交付金等に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 機構から事業実施主体に造成された基金の保有状況及び今後の使用見込みについて平成26年9月10日にホームページにおいて公表した。</p> <p><主要な業務実績> 機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期ごとに取りまとめ、その実績及び収支状況について当該四半期の最終月の翌月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 計画どおり9月末までに情報を公表することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定b 計画どおり当該四半期の最終月の翌月末までに情報を公表することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>評定</p> <p>b</p>
						<p>評定</p> <p>b</p>

		状況について、翌月末までに公表する。	状況について、翌月末までに公表する。					
		(4) でん粉関係業務 機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。	(4) でん粉関係業務 機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。					

4. その他参考情報
特になし

目標業務日以内に対応した件数	翌業務日以内の対応	—	7件	6件										
達成度合	—	—	100%	100%										

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、情報収集提供事業全体に関するものを掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
5 情報収集提供業務	5 情報収集提供業務	5 情報収集提供業務	○ 5 情報収集提供業務			<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：15 評価bの小項目数：15×2点＝30点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 30点 (30/30=100%)</p> <p>・情報収集提供業務については、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、専門家、情報利用者、消費者等による情報検討委員会を分野ごとに開催し、その意見やアンケート結果等を反映させるとともに、需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報等に加え、主要輸出国の農業政策等に関する各種情報提供を的確に行っており、外部からの反応、満足度調査の結果も目標を達成している。</p> <p><今後の課題> ・情報収集提供業務については、海外情報に関して、一定の水準を維持できるよう、情報収集体制を検証して一層の積極的な収集・提供に努める必要がある。</p> <p><その他事項> (有識者会議での意見) ・海外情報などの取得のための体制について、海外駐在員制度の廃止に伴い、長期出張によって海外情報の取得に努めている点は評価するが、TPP締結の動きや国産畜産物輸出促進など、昨今の国際情勢の変化に対応するには、現地に拠点を置いて日常的に情報収集す</p>

<p>(1) 需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。</p>	<p>(1) 需給等関連情報の的確な収集と提供 農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。</p> <p>また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの</p>	<p>(1) 需給等関連情報の的確な収集と提供 需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、農畜産物の需給動向に関する情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、平成 26 年度の実施状況及び平成 27 年度の計画について検討する。</p> <p>また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの</p>	<p>◇ (1) 需給等関連情報の的確な収集と提供 ① 情報検討委員会における、当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p> <p>② 調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等</p>	<p><主要な業務実績> 情報利用者等のニーズを的確に把握するため、情報検討委員会を分野ごとに開催し、平成 26 年度の業務の実施状況及び農畜産物の需給動向等に関する重点テーマを含む平成 27 年度の計画について検討した。 畜産：3月6日 野菜、砂糖・でん粉：3月3日 また、情報検討委員会で得られた利用者ニーズ等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関する重要情報の提供を行った。 なお、「平成 25 年度に係る業務の実績に関する評価結果」を踏まえ、海外情報については、長期の海外出張等を活用し、一層の積極的な収集・提供に努めた。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 平成 26 年度情報検討委員会を分野ごとに計画どおり開催し、前年度情報検討委員会の意見等を平成 26 年度に提供した記事等に適切に反映することができた。 また、国内外の農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関する重要情報の提供については、これを迅速・的確に実施することができた。提供した情報に対し、新聞等での引用等や個別説明の要請等の反響があった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>る体制が必要と考える。職員のキャリアアップ（国際化に対応できる職員の養成）の観点からも、再度の駐在員制度などについて、検討することが必要ではないか。</p>
						<p>評定</p>
<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>						
<p>評定</p>						
<p>b</p>						
<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>						
<p>評定</p>						
<p>b</p>						
<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>						

	講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。	講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。	の取組 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	依頼への対応について以下のとおり積極的に取り組み、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努めた。 ① 調査報告会の開催：9回（平成25年度9回） ② 外部からの講演依頼：27回（平成25年度13回） ③ 新聞等での引用等：1,544件（平成25年度1,347件） ④ 面談等による個別説明の要請等：27件（平成25年度29件）	対して積極的に対応し、調査成果の普及と情報ニーズのよりの確な把握に努めることができた。 <課題と対応> 特になし	
(2) 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行う。	(2) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を実施する。	(2) 情報提供の効果測定等 ① 提供した情報について、その効果を測定するためのアンケート調査等を実施する。	◇ (2) 情報提供の効果測定等 ① アンケート調査の実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」、「野菜情報」、「砂糖類・でん粉情報」について、全ての読者を対象にアンケート調査を実施した。 (配布 4,750 件、回答 1,540 件、回収率 32.4%)	<評定と根拠> 評定 b アンケート様式の作成、発送・回収を着実にやり、アンケート調査を適切に実施することができた。 <課題と対応> 特になし	評定 b
また、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で4.0以上となるようにする。	また、中期目標期間中の各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で4.0以上となるようにする。	② (1)及び(3)の措置の着実な実施を通じ、情報利用者の満足度が5段階評価で4.0以上となるようにする。	② 情報利用者の満足度 分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供	<主要な業務実績> 情報利用者の満足度を把握するため、平成26年度のアンケート調査を実施し、その集計結果は、5段階評価で4.2であり、その	<評定と根拠> 評定 b 情報利用者の満足度は、中期計画・平成26年度計画における目標(4.0)以上を達成できた。達成度合は、105%(4.2/4.0)であっ	評定 b

	<p>るようにする。</p>		<p>についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。 b：達成度合は、100%以上であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>目標の 4.0 を上回った。 「畜産の情報」の評価結果：4.2 「野菜情報」の評価結果：4.2 「砂糖類・でん粉情報」の評価結果：4.2</p>	<p>た。 <課題と対応> 特になし</p>					
<p>さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とすため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p>	<p>さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とすため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p>	<p>③ アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p>	<p>③ 情報提供内容等の改善等 b：必要がなかった又は十分であった c：必要はあったが、やや不十分であった d：必要はあったが、不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> アンケート調査結果等を踏まえ、野菜情報において、新たに毎月、直近の中国の生産状況等を分かりやすく提供するなど、海外情報を拡充した。 また、情報検討委員会における議論を踏まえ、情報誌のテーマを定め、特別編集を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 情報提供内容について必要な改善を行うことができた。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1825 714 2433 766">評定</td> <td data-bbox="2433 714 2775 766">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1825 766 2775 1396">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
		<p>④ 紙媒体での情報提供の効果を検証し、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p>	<p>④ 紙媒体での情報提供の実施効果の検証 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> アンケート調査結果の集計、整理・分析と併せて、紙媒体での情報提供の実施効果を検証した。 その結果、①現行通り紙媒体での提供を希望する割合が93.8%、②紙媒体での情報提供は、全体の把握の容易さ、閲覧・保</p>	<p><評定と根拠> 評定 b アンケート調査結果に基づいた、紙媒体での情報提供の実施効果の検証により、依然として左記のメリットを挙げる者が多数いるなど紙媒体での情報提供のニーズ及びその理由を的確に把握することができた。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1825 1396 2433 1449">評定</td> <td data-bbox="2433 1396 2775 1449">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1825 1449 2775 1929">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

			<p>⑤ ④を踏まえたホームページによる情報提供への重点化等の取組 b : 必要がなかった又は十分であった c : 必要はあったが、やや不十分であった d : 必要はあったが、不十分であった</p>	<p>存のしやすさなど、メリットがあるとした割合が 6 割以上であった。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
				評価	b					
法人の自己評価は、適当と認められる。										
<p><主要な業務実績> ホームページによる情報提供への誘導をさらに進めるため、a l i cセミナー、各業務部が所管する会議等の参加者に対し、メールマガジンの登録の勧誘を実施し、発行数の増加を図った。 また、アンケート調査結果を踏まえ、紙媒体での提供を希望しないとする 81 者への送付を停止した。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b メールマガジンの発行数の増加により、ホームページによる情報提供への重点化をさらに進めることができた。 また、紙媒体の送付数を削減することができた。 3 月末現在のメールマガジン発行数 畜産 : 2,094 件 (+251 件) 野菜 : 1,603 件 (+237 件) 特産 : 1,369 件 (+153 件) ※ () は、前年度末からの増減数。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>								
		<p>(3) 需給等関連情報の迅速な提供 情報の提供は、迅速に行うこととし、情報の種類に応じて年度計画に定める期間内に公表を行う。</p>	<p>◇ (3) 需給等関連情報の迅速な提供 ① 情報の期間内の公表 分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。 b : 達成度は、100%であった c : 達成度は、70%以上 100%</p>	<p><主要な業務実績> 情報件数 1,190 件 (うち需給関連統計情報 734 件、需給動向情報 456 件) の全てを情報収集の翌月までの期間内に公表した。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 需給関連統計情報及び需給動向情報を年度計画で定めた範囲で迅速に公表できた。達成度は、100% (1,190 件/1,190 件) であった。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
				評価	b					
法人の自己評価は、適当と認められる。										
<p>(3) 需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行う。</p>	<p>(3) 需給等関連情報の迅速な提供 情報の提供は、迅速に行うこととし、情報の種類に応じて年度計画に定める期間内に公表を行う。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>								

			未満であった d：達成度は、70%未満であった				
	また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。	また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。	② 情報利用者等からの問合せ等があった場合の迅速な対応 b：必要がなかった又は十分であった c：必要はあったが、やや不十分であった d：必要はあったが、不十分であった	<主要な業務実績> 情報利用者等から311件（うち国から59件、国以外から252件）の問合せがあり、情報を保有していた297件については、全て翌業務日以内に対応した。情報を保有していなかった問合せ14件については2～17日後までに対応した。	<評定と根拠> 評定b 情報利用者等からの問合せ等に対し迅速に対応することができた。 <課題と対応> 特になし	評定	b 法人の自己評価は、適当と認められる。
(4) 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するよう、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全関連情報等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供する。	(4) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。 ① 消費者等のニーズ把握のためのアンケート調査結果等を踏まえ、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全関連情報等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供	(4) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。 ① 消費者の情報ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施	◇(4) 消費者等への情報提供 ① 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 消費者ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケートを平成27年1月に実施した。（10代～60代の男女、有効サンプル数は200名）	<評定と根拠> 評定b 計画どおりアンケート調査を実施し、平成27年度における情報提供の参考とすることができた。平成26年度のアンケートでは、ホームページを通じた機構のイメージがとても良い・やや良いと回答した者の割合は約5割であった。 <課題と対応> 特になし	評定	b 法人の自己評価は、適当と認められる。

	する。	費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。	② ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 昨年度実施したホームページに係るアンケート結果を踏まえ、消費者コーナーのデザイン等を改修するとともに、昨年度作成した料理レシピを順次ホームページに掲載した。	<評定と根拠> 評定 b ホームページでのコンテンツの視認性を向上することで、消費者等へのわかりやすい情報提供が推進できた。平成 26 年度のアンケートでは、消費者コーナーの印象がとても良い・やや良いと回答した者は約 7 割であった。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
	② 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。	② 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。	③ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催（指標＝消費者等との意見交換会、セミナー等の実施） b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 消費者等の理解促進を図るため、衛生管理が厳しく求められる砂糖の製造工場を訪問し、砂糖の生産、流通関係者との意見交換会を実施した。また、食育推進全国大会、実りのフェスティバル等へ出展し、機構の業務等について情報を発信した。 さらに、alic セミナーの開催（8回）、広報誌の発行（6回）等を通じて、消費者等への情報提供に取り組んだ。	<評定と根拠> 評定 b 意見交換会に参加した消費者代表の方から、工場の衛生管理の徹底や機構業務への理解が深まったとの意見が得られ、消費者への機構業務への理解促進を図ることができた。また、alic セミナーのアンケートでは、良かった・まあ良かったとの意見が 8 割を超えるなど多くの参加者から高評価を得ることができ、機構業務への理解促進に取り組むことができた。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
(5) 国民に対する情報提供の充実を図るため、ホームページによる情報	(5) ホームページの活用等 情報提供の充実を図るため、	(5) ホームページの機能強化 ホームページの機能強化に努	◇(5) ホームページの機能強化 (指標＝活用状況の集計・分析、	<主要な業務実績> アクセス解析ソフトによりアクセス数等の集計分析を行い、	<評定と根拠> 評定 b アクセス分析を行うことにより、情報提供の内容	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

<p>提供に重点化して、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。</p>	<p>ホームページによる情報提供に重点化して、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。</p>	<p>めるため、以下の取組を行う。 ① ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析の実施。 ② ①の集計・分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、必要に応じてその結果をホームページに反映させる。</p>	<p>必要に応じたホームページへの反映) b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>各部へアクセス分析の結果を提供するとともに、トップページに掲出している注目キーワードの更新に活用した。 ホームページへのアンケート結果を踏まえ、消費者コーナーのデザイン等を改修するとともに、昨年度作成した料理レシピを順次ホームページに掲載した。また、プレスリリースや新着コーナーの情報について、PDFの利用を控えるとともに「画像貸出コーナー」の充実を図った。</p>	<p>変更を活用することができた。 また、平成25年度のアンケート結果を集計・分析した結果を踏まえ、ホームページを改善することができた。平成26年度のアンケートでは、トップページの印象がとても良い・やや良いと回答した者の割合は約6割、消費者コーナーの印象がとても良い・やや良いと回答した者は約7割であった。 なお、機構ホームページ全体のアクセス件数(訪問数)は697万件で対前年比104%であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>					
	<p>(6) 機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、広報活動を推進する。</p>	<p>(6) 広報活動の推進 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。</p>	<p>◇(6) 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 各部の幹部職員から構成される広報・システム推進委員会を6回開催し、ホームページやその他の広報活動の改善・強化につながる方策等を検討し、その結果を踏まえ消費者向け広告やホームページの改善等を行った。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 消費者向け広告やホームページの改善を図るため、広報・システム推進委員会において、広報活動の改善と強化について検討することができた。消費者向け広告のアンケートでは、内容がとても分かりやすい・分かりやすいと回答した者の割合は8割を超え、国民の理解を深めるための広報活動ができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1840 1092 2433 1134">評価</td> <td data-bbox="2433 1092 2760 1134">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1840 1134 2760 1921">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評価	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

<p>(6) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌営業日以内に対応する。</p>	<p>(7) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌営業日以内に対応する。</p>	<p>(7) 照会事項に対する対応等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌営業日以内に対応する。</p>	<p>◇ (7) 照会事項に対する対応等 情報提供した事項に関する照会についての原則として翌営業日以内の対応 b：達成度合は、90%以上であった c：達成度合は、50%以上90%未満であった d：達成度合は、50%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 情報提供した事項に対する照会件数6件のうち、翌営業日以内の回答は6件であった。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 6件のうち6件について、翌営業日以内に対応し、達成度合は、100%（6件/6件）であった。 なお、この他に2件の問い合わせがあったが、回答に当たって農水省への確認が必要であったため、照会件数から除外している。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1846 94 2439 136">評定</th> <td data-bbox="2439 94 2763 136">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1846 136 2763 1018">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

4. その他参考情報
<p>(予算と実績の乖離理由) 農畜産物の需給・価格動向を踏まえ、調査の内容及び回数を見直したことから予算額を下回った。</p>

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み （支出の削減についての具体的方針及び実績等） 2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）及び残高の状況にも留意した運営費交付金の適切な算定 3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0022、0023、0024、0027、0029、0030

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	理由
	第4 財務内容の改善に関する事項	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	第3 予算、収支計画及び資金計画	◎第3 予算、収支計画及び資金計画			評価	B
							<評価に至った理由> 小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評価はBとした。 小項目の総数：1 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 2点（2／2＝100%） ・事務費及び一般管理費の削減に係る取組については、「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」の事業費の削減・効率化及び業務運営の効率化による経費の削減の一般管理費を参照。 <その他事項>	

<p>1 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行することにより、適切な財務内容の実現を図る。</p> <p>また、毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行う。</p>	<p>1～3 [略]</p> <p>4 毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行う。</p>	<p>1～3 [略]</p> <p>4 毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金の残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行う。</p>	<p>○1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み（支出の削減についての具体的方針及び実績等）</p> <p>b:取り組みは十分であった</p> <p>c:取り組みはやや不十分であった</p> <p>d:取り組みは不十分であった</p> <p>なお、本指標の評価にあつては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>年度計画に基づき、各担当理事に所掌業務に係る予算の配賦を実施した。</p> <p>平成 26 年度の業務経費（附帯事務費）の予算額（経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。）については、3,155 百万円と平成 24 年度比で 7.2%削減した。</p> <p>一般管理費（人件費を除く。※）の予算額については、607 百万円と平成 24 年度比で 6.0%削減した。</p> <p>※ 砂糖勘定及びでん粉勘定における消費税に係る増税額相当等の加算等を除く。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>事業費、一般管理費（人件費を除く。）については、計画どおり削減を図ることができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
						<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定はbであり、この数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数：1</p> <p>評価bの小項目数：1×2点＝2点</p> <p>評価cの小項目数：0×1点＝0点</p> <p>評価dの小項目数：0×0点＝0点</p> <p>合計 2点（2／2＝100%）</p> <p>・年度計画及び予算の変更について、補正予算の成立、指定乳製品の追加輸入の実施等に伴う事業費の増額等に適時に対応している。また、運営費交付金についても、算定ルールに基づき適切に実施されている。</p> </td> </tr> </table>	評定	B	<p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定はbであり、この数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数：1</p> <p>評価bの小項目数：1×2点＝2点</p> <p>評価cの小項目数：0×1点＝0点</p> <p>評価dの小項目数：0×0点＝0点</p> <p>合計 2点（2／2＝100%）</p> <p>・年度計画及び予算の変更について、補正予算の成立、指定乳製品の追加輸入の実施等に伴う事業費の増額等に適時に対応している。また、運営費交付金についても、算定ルールに基づき適切に実施されている。</p>	
評定	B									
<p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定はbであり、この数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数：1</p> <p>評価bの小項目数：1×2点＝2点</p> <p>評価cの小項目数：0×1点＝0点</p> <p>評価dの小項目数：0×0点＝0点</p> <p>合計 2点（2／2＝100%）</p> <p>・年度計画及び予算の変更について、補正予算の成立、指定乳製品の追加輸入の実施等に伴う事業費の増額等に適時に対応している。また、運営費交付金についても、算定ルールに基づき適切に実施されている。</p>										

				<p>○2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）及び残高の状況にも留意した運営費交付金の適切な算定</p> <p>b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p> <p>経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急的事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合には、資金の配分を見直し、見直し後の資金の配分に基づき評価する。</p>	<p><主要な業務実績> 以下により、年度計画及び予算の変更を行った。</p> <p>①畜産勘定において、平成26年度第1号補正予算の成立に伴い、収入予算額を資金からの受け入れを減額し、その他の政府交付金（15,000百万円）を増額した。</p> <p>②補給金等勘定において、バター及び脱脂粉乳の追加輸入の実施に伴い、所要の事業費（15,793百万円）を追加した。</p> <p>③砂糖及びでん粉勘定において、日豪EPA交渉の合意に基づき、高糖度粗糖の輸入が行われることに伴い、業務システムの改修を行う必要が生じたため、それぞれの業務経費に所要の予算額（各3,350千円）を追加した。</p> <p>④野菜勘定において、平成26年度第1号補正予算の成立に伴い、収入予算額（国庫補助金）を1,200百万円増額した。</p> <p>翌年度の運営費交付金については、運営費交付金算定ルールに基づき算定を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 4回の年度計画予算の変更を通じて資金を適切に配分することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p><その他事項></p> <table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

							<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1855 94 2427 136">評価</td> <td data-bbox="2427 94 2792 136">B</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1855 136 2792 1255"> <p><評価に至った理由> 小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：1 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 2点（2／2＝100%）</p> <p>・事業資金等の法人の保有する資金の重要性にかんがみ、流動性の確保と元本保全を第一義として管理するものとし、併せて、安全性を守りつつ効率的な運用を行うことを基本とする資金管理運用基準に基づき、安全性に十分留意しつつ、効率的に運用されている。また、資金の管理運用に関し、管理基準、危機管理対応等の重要事項等を決定するため、理事長を委員長とする資金管理委員会が設置されており、適切な資金管理が行われている。なお、具体的な運用については、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金について、主に大口定期預金による運用が毎月2回以上実施されている。また、資本金、事業資金の一部等については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な資金の発生状況の把握、有価証券による運用の実施により、効率的な運用が行われている。</p> <p><その他事項></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1855 1255 2427 1302">評価</td> <td data-bbox="2427 1255 2792 1302">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1855 1302 2792 1929"> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> </td> </tr> </table>	評価	B	<p><評価に至った理由> 小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：1 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 2点（2／2＝100%）</p> <p>・事業資金等の法人の保有する資金の重要性にかんがみ、流動性の確保と元本保全を第一義として管理するものとし、併せて、安全性を守りつつ効率的な運用を行うことを基本とする資金管理運用基準に基づき、安全性に十分留意しつつ、効率的に運用されている。また、資金の管理運用に関し、管理基準、危機管理対応等の重要事項等を決定するため、理事長を委員長とする資金管理委員会が設置されており、適切な資金管理が行われている。なお、具体的な運用については、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金について、主に大口定期預金による運用が毎月2回以上実施されている。また、資本金、事業資金の一部等については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な資金の発生状況の把握、有価証券による運用の実施により、効率的な運用が行われている。</p> <p><その他事項></p>		評価	b	<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	
評価	B														
<p><評価に至った理由> 小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：1 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 2点（2／2＝100%）</p> <p>・事業資金等の法人の保有する資金の重要性にかんがみ、流動性の確保と元本保全を第一義として管理するものとし、併せて、安全性を守りつつ効率的な運用を行うことを基本とする資金管理運用基準に基づき、安全性に十分留意しつつ、効率的に運用されている。また、資金の管理運用に関し、管理基準、危機管理対応等の重要事項等を決定するため、理事長を委員長とする資金管理委員会が設置されており、適切な資金管理が行われている。なお、具体的な運用については、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金について、主に大口定期預金による運用が毎月2回以上実施されている。また、資本金、事業資金の一部等については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な資金の発生状況の把握、有価証券による運用の実施により、効率的な運用が行われている。</p> <p><その他事項></p>															
評価	b														
<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>															
<p>2 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。</p>	<p>また、資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。</p>	<p>また、資金の管理及び運用においては、「資金管理運用基準」に基づき、安全性に留意しつつ以下により効率的な運用を行う。 ① 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生</p>	<p>○3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 b:運用は適切であった d:運用は不適切であった (指標＝毎月2回以上の運用、有価証券による運用の実施)</p>	<p><主要な業務実績> 「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施した。 また、資本金、事業資金の一部については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が</p>	<p><評価と根拠> 評価b 支払に必要な資金は、支払が滞ることなく効率的に運用した。 また、長期運用が可能な資金についても、安全性に留意しつつ有価証券による効率的な運用を行うことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>										

		<p>状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施する。</p> <p>② 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。</p>	<p>えた政策的要因による影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>可能な資金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。</p>		
--	--	--	------------------------------------	---------------------------------------	--	--

4. その他参考情報

(資金の保有状況等)

畜産関係の資金として、調整資金 386 億円及び畜産業振興資金 2,090 億円（関連法人等に対する出資金見合等 78 億円を含む。）、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金 562 億円及び野菜農業振興資金 158 億円を平成 26 年度末で保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため、「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）による指摘を踏まえ、畜産関係については、平成 23 年度において、資源循環型酪農推進事業及び鶏卵需給安定緊急支援事業は国直轄事業で実施、生乳需要創出緊急対策支援事業は廃止した。結果として、畜産関係の事業のうち経営安定対策は 400 億円超の減額。また、平成 23 年 3 月に中期目標の期中改定を行い、畜産業振興事業の補完対策（その他畜産業振興事業）について「本対策については、事業を縮減する」と明記しており、自給飼料、家畜改良、消費拡大、施設整備関係を中心に国直轄事業へ移行するなど大幅に見直し、60 億円程度を削減し、資金の縮減を図った。

また、平成 23 年度に措置された牛肉・稲わらせシウム関連対策として予備費を財源に措置した事業のうち、肉用牛肥育経営緊急支援事業及び原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業の返還金及び不要額等を平成 26 年 4 月以降、約 791 億円を国庫納付すること等により、長期預り補助金残高を前年度より約 1,000 億円削減し、資金の縮減を図った。

（平成 25 年度残高：3,452 億円 → 平成 26 年度残高：2,476 億円）

(破産更生債権等の管理状況等)

旧農畜産業振興事業団が実施していた債務保証業務に係る破産更生債権等については、機構法附則第 7 条に基づき、機構発足時に 2 乳業者について破産更生債権等（2.9 億円）を承継し同額の貸倒引当金を計上したところであるが、うち 1 者は平成 19 年度に連帯保証人の破産により債権回収が不可能となったことから求償権の償却（0.9 億円）を行った。残る 1 者について更生債権の弁済計画に基づき求償権の回収を行っていたが、平成 25 年 9 月に自己破産した。これに伴い、連帯保証人に対し、弁済を求めていたところ。

なお、平成 27 年 3 月 6 日及び 5 月 27 日付けにて、連帯保証人 3 者の破産が確定されたため、債権回収が不可能となったことから、平成 27 年 6 月 8 日付けで求償権の償却（1.8 億円）を行った。今後は、平成 27 年 6 月 30 日をもって債務保証勘定を閉鎖した。今後、残余財産を国庫納付する予定である。

債務保証業務については、平成 15 年 10 月の独立行政法人化とともに廃止し、新たな債務保証は行っていない。

(関連法人等に対する出資)

関連法人等（25 法人）に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第 8 条及び業務方法書第 252 条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。また、平成 26 年 8 月に出資金回収の判断基準を定め、これに基づき出資金の管理を行うこととした。

これら 25 の関連法人等については、平成 26 年 5 月～27 年 3 月の間に全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、指導等を行った。
なお、平成 15 年 10 月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。

(関連法人との契約の状況)

関連会社（19 社）及び関連公益法人等（6 財団）と当機構の間には契約に係る取引はない。

第4 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0030

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
—	第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。	第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。	◎第4 短期借入金の限度額 短期借入金の借入に至った理由等 (当該年度に係る短期借入金について、借入に至った理由、使途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み。借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。) ○1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金 b:借入に至った理	<主要な業務実績> 資金の状況を常に把握した結果、借入実績はなかった。	<評価と根拠> 評価— <課題と対応> 特になし	評価	—	
						評価	—	

				由等は適切であった d:借入に至った理由等は不適切であった							
							<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> </table> <p><評価に至った理由> 小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：1 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）</p> <p>・砂糖勘定の繰越欠損金については、法人が糖価調整制度を適切に運営した結果、生じたものである。当該制度においては、調整金収入の水準を決定する指定糖調整率や生産者等への交付金単価等は農林水産省が決定することになっているため、法人においては、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。砂糖勘定の短期借入金、法人が制度を的確に実施した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借り入れたものであり、借入に至った理由は適切であったと認められる。また、借入に当たっては、入札を実施し、借入利率を低減するなどの取組みを行っている。</p> <p><今後の課題> ・平成22年10月以降、制度関係者による共同した取組等が実施されているところであり、この結果、平成26年度の収支においては、31億円の当期利益が生じたことから、これを前年度末の繰越欠損金に加え、平成26年度末における繰越欠損金は237億円（前年度比▲31億円）となったが、今後もこうした取組を継続する必要がある。</p> <p><その他事項></p> <table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	評価	B	評価	b
評価	B										
評価	b										
2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖	2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖	○2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖	<主要な業務実績> 期中における短期借入金残高は借入限度額の範囲内であっ	<評価と根拠> 評価b 機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを							

	<p>交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 800 億円とする。</p>	<p>交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800 億円とする。</p>	<p>の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 b:借入に至った理由等は適切であった d:借入に至った理由等は不適切であった</p>	<p>た。</p> <p>具体的には、期首の借入金残高 202 億円及び交付金支払不足額 461 億円について、468 億円は調整金収入等により償還し、残りの 195 億円については借換えを行った。</p> <p>機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しており、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借入れたものである。</p> <p>砂糖勘定における短期借入金の金利については、入札を実施した結果、平成 26 年度通算では 0.110%の借入利率となった。(短期プライムレート: 1.475%)</p> <p>【期末借入残高の推移】 <22 年度>746 億円 <23 年度>316 億円</p>	<p>主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施している。当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。</p> <p>砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借入れたものであり、借入に至った理由等は適切であった。また、借入先を入札で決定することにより、借入利率を低く抑え金利負担の軽減を図った。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	--	--	--	--	--	--

					<24年度>227億円 <25年度>202億円 <26年度>195億円		
		3 でん粉価格調整事業の でん粉原料用いも 交付金及び国内産 いもでん粉交付 金の支払資金の 一時不足となる 場合における短 期借入金の限度 額は、単年度120 億円とする。	3 でん粉価格調整事業の でん粉原料用いも 交付金及び国内産 いもでん粉交付 金の支払資金の 一時不足となる 場合における短 期借入金の限度 額は、120億円と する。	○3 でん粉価格調整事業の でん粉原料用いも 交付金及び国内産 いもでん粉交付 金の支払資金の一 時不足となる場 合における短期 借入金 b:借入に至った 理由等は適切であ った d:借入に至った 理由等は不適切であ った	<主要な業務実績> 資金の状況を把握 した結果、借入の 必要はなかった。	<評定と根拠> 評定－ <課題と対応> 特になし	評定 ー 評定 ー

4. その他参考情報 (砂糖勘定の繰越欠損金) 繰越欠損金は、国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。 平成26年度においては、調整金等収入533億円に対し、交付金等支出502億円で31億円の当期利益が生じたことから、これを前年度末の繰越欠損金に加えた結果、平成26年度末における繰越欠損金は237億円となった。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5	1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 3 平成28年度までに、所有する職員宿舎を2戸譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0030

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
—		第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	◎第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画			評価 B	
		緊急的な経済対策として平成21年度補正予算	緊急的な経済対策として平成21年度補正予算	○1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で	<主要な業務実績> 緊急的な経済対策として平成21年度補正	評価と根拠> 評価b 国からの納入告知に	<評価に至った理由> 小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評価はBとした。 小項目の総数：1 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 2点（2／2＝100%） ・緊急的な経済対策として、平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の不要となる資金については、平成26年6月に計画通り1,085百万円の国庫納付が実施されている。 <その他事項>	
							評価 b 法人の自己評価は、適当と認められる。	

	<p>で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度中に金銭により納付する。</p>	<p>で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度中に金銭により納付する。</p>	<p>措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 b:計画どおりに実施された d:計画どおりに実施できなかった</p>	<p>予算で措置された畜産業振興事業実施に伴う返還金等の不要となる資金については、平成26年6月17日に1,085百万円の国庫納付を行った。</p>	<p>基づき、計画どおり6月中に金銭による納付を行うことができた。 <課題と対応> 特になし</p>		
<p>平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉</p>	<p>平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉</p>	<p>○2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 b:適切に対応した</p>	<p><主要な業務実績> また、平成23年度に牛肉・稲わらせシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した3対策のうち、肉用牛肥育経営緊急</p>	<p><評価と根拠> 評価b 国からの納入告知に基づき、計画どおり四半期毎に金銭による納付を行うことができた。</p>		<p>評価</p>	<p>B</p>
<p><評価に至った理由> 小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値*の90%以上であることから、評価はBとした。 (※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。) 小項目の総数：1 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 2点(2/2=100%) ・平成23年度に牛肉・稲わらせシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置された3対策のうち、肉用牛肥育経営緊急支援事業については74,488百万円、原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業については4,600百万円の国庫納付が適切に行われている。この他、平成24年度補正予算により措置した対策のうち、畜産経営力向上緊急支援リース事業についても、797百万円の国庫納付が行われている。 <その他事項></p>						<p>評価</p>	<p>b</p>
						<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	

	<p>から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等について、平成26年度以降早期に金銭により国庫に納付する。</p>	<p>から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等について、金銭により国庫に納付する。</p>	<p>d:適切に対応しなかった</p>	<p>支援事業および原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業について、返還額および不用額等を四半期毎(4月28日、7月29日、10月23日、1月28日)に国庫納付した。</p> <p>〔国庫納付額〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛肥育経営緊急支援事業：74,488百万円 ・原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業：4,600百万円 <p>なお、上記のほか、平成24年度補正予算により措置した畜産経営力向上緊急支援リース事業に係る未使用分及び平成25年度に発生した事業実施主体からの返還金についても、今後使用する見込みがなく、不要であると認められることから、国庫納付した。</p> <p>〔国庫納付額〕</p> <p>797百万円</p>	<p><課題と対応></p> <p>特になし</p>									
	<p>また、平成28年度までに、所有する職員宿舎を</p>	<p>また、平成28年度までに、所有する職員宿舎</p>	<p>○3 平成28年度までに、所有する職員宿舎を2戸譲渡</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>—</p> <p>【参考】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定—</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> </tr> </table>	評定	—	—		評定	—	—	
評定	—													
—														
評定	—													
—														

	2戸廃止し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。	を2戸廃止し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。	し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付 b:計画どおりに実施された d:計画どおりに実施できなかった (実施した年度のみ評価を行う)	職員宿舍(2戸)の廃止は、平成28年度までに行うこととしている。	<課題と対応> 特になし	
--	---	--	--	----------------------------------	-----------------	--

4. その他参考情報
特になし

第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	評価
	—	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 予定なし	第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	◎第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	<主要な業務実績> —	<評価と根拠> 評価—	評価	—
							評価	—

4. その他参考情報
特になし

第7 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
							評価	—
							—	
—	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	◎第7 剰余金の使途 剰余金による成果 (剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果) b:得られた成果は十分であった c:得られた成果はやや不十分であった d:得られた成果は不十分であった 当該評価を下すに至った経緯、中期	<主要な業務実績> 剰余金の発生がないことを確認した。 (26年度計画にある使途への充当はない。)	<評価と根拠> 評価— 剰余金の有無を確認し、発生がないことを確認した。 <課題と対応> 特になし	評価	—	

			<p>目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。</p> <p>(中期計画に定めた余剰金の使途に充てた年度のみ評価を行う。)</p>			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
8	1 施設及び設備に関する計画 2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1)方針 (2)人員に関する指標 (3)業務運営能力等の向上 3 積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0030

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第5 その他業務運営に関する重要事項 —	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし	◎第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 ○1 施設及び設備に関する計画 —	—	—	評価 —	—
	1 職員の人事に関する計画	2 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	2 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	○2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)			評価 —	B
							<評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評価はBとした。 小項目の総数：5 評価bの小項目数：5×2点＝10点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点	

						合計 10点 (10/10=100%)	
<p>中期目標期間中の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）を定め、業務に支障を来すことなくその実現を目指す。</p> <p>また、機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるように、人材の育成及び適切な配置を行う。</p> <p>なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。</p>	<p>(1)方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。</p> <p>また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。</p> <p>なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。</p>	<p>(1)方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。</p> <p>また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。</p> <p>なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。</p>	<p>◇(1)職員の人事に関する方針</p> <p>① 職員の業務運営能力等の育成及び人事評価制度等の着実な実施（指標＝職員の適正な配置、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、調査役の配置等）</p> <p>b：方針どおり順調に実施された c：概ね方針どおり順調に実施された d：方針どおりに実施できなかった</p> <p>② 調査情報部の調査役の検証及び見直し</p> <p>b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 職員を適正に配置するため、職員の勤務時間等を毎月把握するとともに、人事評価制度、ポストオフ制度を実施した。また、平成26年度において、5人の新規採用を行った。</p> <p><主要な業務実績> 平成26年度期首において、調査情報部の3名（平成24年度期末比▲2名）の調査役の役割分担等を見直し、明確化した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、新規採用等を計画どおりに適正に実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定b 調査役の配置を見直し、役割分担を明確化することにより、調査情報部の業務運営の効率化を図った。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>・職員の人事に関する計画については、業務の内容や業務量に応じて、適材適所の観点から、職員の適正配置等が実施されているほか、人事評価制度、管理職ポストオフ制度が適切に実施されている。</p> <p>・職員の総合的能力を養成するための階層別研修、専門的能力を養成するための専門別研修については、年間を通じて計画的に十分実施されている。</p> <p><その他事項></p>	
						<p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	

	<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、234 人を上回らないものとする。 [参考1] 前期中期目標期間の期末（平成24年度）の常勤職員数 234 人 期初の常勤職員数の見込み 234 人 期末の常勤職員数の見込み 234 人 [参考2] 中期目標期間中の人件費総額見込み 9,818 百万円</p>	<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、234 人を上回らないものとする。 [参考1] 前期中期目標期間の期末（平成24年度）の常勤職員数 234 人 期初の常勤職員数の見込み 234 人 期末の常勤職員数の見込み 234 人 [参考2] 中期目標期間中の人件費総額見込み 9,818 百万円</p>	<p>◇(2) 人員に関する指標 （指標＝常勤職員数、人件費総額） b:計画どおり順調に実施された c:概ね計画どおり順調に実施された d:計画どおりに実施できなかった （各年度の年度計画において規定されている具体的な目標に基づき、達成度合を評価する）</p>	<p><主要な業務実績> 期末の常勤職員数は 208 人となった。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 常勤職員数が計画どおり 234 人を上回っていないことを確認した。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1855 94 2448 136">評価</td> <td data-bbox="2448 94 2789 136">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1855 136 2789 1081">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評価	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
	<p>(3) 業務運営能力等の向上 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修を行う。 ① 職員の総合的能力を養成するため階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。</p>	<p>(3) 業務運営能力等の向上 職員の事務処理能力の向上を図るため、業務運営能力開発向上基本計画に基づき、研修を実施する。 ① 職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。 ア 初任者研修として、ビジネスマナー研修、</p>	<p>(3) 業務運営能力等の向上 ① 階層別研修の実施 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 初任者（5名）に対し、職員として必要な基礎知識や職場への適応力を付与することを目的に、以下の研修を実施した。 ア 新聞購読研修（11月～3月、平成26年度新規採用予定者） イ 採用時衛生研修（4月） ウ 業務概要習得研修（4月） エ ビジネスマナー研修（4月） オ 公文書作成研修（4月） カ 初任者現地研修</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 階層別に求められる職員の総合的能力を養成するため階層別研修を実施することができた。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1855 1081 2448 1123">評価</td> <td data-bbox="2448 1081 2789 1123">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1855 1123 2789 1929">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評価	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

		<p>初任者現場研修等</p> <p>イ 一般職員研修として、農村派遣研修、行政実務研修、海外派遣研修等</p> <p>ウ 管理職研修として、新任管理職研修</p>		<p>(10月)</p> <p>一般職員に対し、係員、係長、課長補佐、課長代理のそれぞれの階層において職務遂行能力や資質を高めることを目的に以下の研修を実施した。</p> <p>ア 農村派遣研修（8～2月、7名）</p> <p>イ 行政実務研修（7～6月、3名）</p> <p>ウ 係長研修（11月、8名）</p> <p>エ 中堅職員研修（12月、9名）</p> <p>管理職に対し、必要とされる知識及び技能を付与し、管理者としての能力を高めることを目的に以下の研修を実施した。</p> <p>ア 管理職研修（新任管理職対象）（6月・7月・11月・3月、10名）</p> <p>イ メンタルヘルス研修（1月、46名）</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1855 84 2448 1438"></td> <td data-bbox="2448 84 2804 1438"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1855 1438 2448 1929"> <p>＜主要な業務実績＞</p> <p>職員の専門能力を養成するため、以下の研修に参加させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計研修等 ア 会計事務職員研修（10～11月、2名） イ 予算編成支援システム研修（10月、1名） ・広報・調査情報関連 </td> <td data-bbox="2448 1438 2804 1929"> <p>＜評価と根拠＞</p> <p>評価 b</p> <p>職員の専門的能力を養成するための専門分野別研修を計画どおりに実施することができた。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし</p> </td> </tr> </table>			<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>職員の専門能力を養成するため、以下の研修に参加させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計研修等 ア 会計事務職員研修（10～11月、2名） イ 予算編成支援システム研修（10月、1名） ・広報・調査情報関連 	<p>＜評価と根拠＞</p> <p>評価 b</p> <p>職員の専門的能力を養成するための専門分野別研修を計画どおりに実施することができた。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし</p>
<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>職員の専門能力を養成するため、以下の研修に参加させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計研修等 ア 会計事務職員研修（10～11月、2名） イ 予算編成支援システム研修（10月、1名） ・広報・調査情報関連 	<p>＜評価と根拠＞</p> <p>評価 b</p> <p>職員の専門的能力を養成するための専門分野別研修を計画どおりに実施することができた。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし</p>									
<p>② 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。</p>	<p>② 職員の専門的能力を養成するため、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。</p> <p>ア 会計関連研</p>	<p>② 専門別研修の実施</p> <p>b:取り組みは十分であった</p> <p>c:取り組みはやや不十分であった</p> <p>d:取り組みは不十分であった</p>				<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1855 1438 2448 1486"> <p>評価</p> </td> <td data-bbox="2448 1438 2804 1486"> <p>b</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1855 1486 2804 1929"> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> </td> </tr> </table>	<p>評価</p>	<p>b</p>	<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	
<p>評価</p>	<p>b</p>									
<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>										

		<p>修として、会計事務職員研修、予算編成支援システム研修、消費税中央セミナー</p> <p>イ 広報・調査情報関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修、情報提供技術向上研修</p> <p>ウ 総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修</p> <p>エ 監査関連研修として、内部監査研修等</p> <p>オ その他、共通研修として、語学力向上研修、海外派遣研修、中央畜産技術研修、統計研修等</p>		<p>研修</p> <p>ア 広報研修（7月、2月、2名）</p> <p>イ 情報ネットワーク維持管理研修（6～9月、4名）</p> <p>ウ 情報提供技術向上研修（2月、11名）</p> <p>・総務・人事関連研修</p> <p>ア 衛生管理者養成研修（10月、1名）</p> <p>イ 個人情報保護研修（4月、6名）</p> <p>ウ 特別産業廃棄物管理責任者養成研修（11月、1名）</p> <p>エ メンタルヘルス研修（11月、1名）</p> <p>・監査関連研修</p> <p>内部監査研修（6月・10月、11月、3名）</p> <p>・共通研修</p> <p>ア 語学力向上研修（10月・12月、2名）</p> <p>イ 中央畜産技術研修（6月・9月・11月、13名）</p> <p>ウ 統計分析研修（7月・8月・11月、6名）</p>	
	3 積立金の処分に関する事項	3 積立金の処分に関する事項	○ 3 前期中期目標期間繰越積立金の処分		<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：1</p> <p>評価bの小項目数：1×2点＝2点</p> <p>評価cの小項目数：0×1点＝0点</p> <p>評価dの小項目数：0×0点＝0点</p> <p>合計 2点（2/2＝100%）</p>

		<p>畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号ニ及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の第3条第1項に規定する業務に充てることとする。</p>	<p>畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号ニ及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第3条第1項に規定する業務に充てる。</p>	<p>b:積立金を充てた理由等は適切であった d:積立金を充てた理由等は不適切であった</p>	<p><主要な業務実績> (畜産勘定) 畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、旧農畜産業振興事業団より承継した株式会社への出資の持分として、機構法附則第8条第1項に基づき管理している。</p> <p>(でん粉勘定) でん粉勘定の前期中期目標期間繰越積立金2,928百万円は、機構法第10条第5号ニ及びホに規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。</p> <p>(補給金等勘定) 補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金16,909百万円は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第3条第1項に規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。</p>	<p><評価と根拠> 評価b 前期中期目標期間繰越積立金は、畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定においてそれぞれ適切に管理されている。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>・前期中期目標期間繰越積立金については、該当する勘定においてそれぞれ適切に管理されている</p> <p><その他事項></p>		
							<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	評価	b
評価	b								

4. その他参考情報
特になし